

議案第71号

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例について

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を別紙のとおり
改正するものとする。

平成24年9月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、市民の公共施設の使用において、各施設における使用条件の均衡と施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に使用料等を改めるため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例

(北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 東公民館使用料

室名	使用区分 午前9時～正 午又は午後6 時～午後9時	午後1時～午 後5時	午前9時～午 後5時	超過1時間に つき
第1集会室	円 720	円 960	円 1,920	円 310
第2集会室	720	960	1,920	310
視聴覚室	1,350	1,800	3,600	580
調理実習室	1,380	1,840	3,680	590
第1和風会議室	720	960	1,920	310
大集会室	2,940	3,920	7,840	1,270
第2和風会議室	1,440	1,920	3,840	620
リハーサル室	1,230	1,640	3,280	530
第3集会室	720	960	1,920	310
第4集会室	1,350	1,800	3,600	580
第5集会室	1,680	2,240	4,480	720

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料につ

いては、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 西公民館使用料

使用区分 室名	午前9時～正 午又は午後6 時～午後9時	午後1時～午 後5時	午前9時～午 後5時又は午 後1時～午後 9時	午前9時～午 後9時	超過1時間に つき
工作室	円 1,320	円 1,680	円 3,000	円 3,960	円 570
料理室	1,320	1,680	3,000	3,960	570
視聴覚室	1,260	1,600	2,860	3,780	540
展示室	210	280	560	840	90
展示コーナー	300	400	800	1,200	130

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

施設使用料

使用区分 室名	午前 9 時～正 午又は午後 6 時～午後 9 時	午後 1 時～午 後 5 時	午前 9 時～午 後 5 時又は午 後 1 時～午後 9 時	午前 9 時～午 後 9 時	超過 1 時間に つき
大ホール	円 15,840	円 19,800	円 35,640	円 46,200	円 6,860
リハーサル室	1,320	1,680	3,000	3,960	570
楽屋 1	360	480	960	1,260	150
楽屋 2	360	480	960	1,260	150

備考

- 1 大ホールを除き、営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。ただし、備考 6 の規定により入場料等を徴収する場合は除く。
- 2 超過時間は、1 時間を限度とし、「超過 1 時間につき」の欄の使用料の算定について、1 時間未満の使用であっても 1 時間に切り上げるものとする。
- 3 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1 時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過 1 時間につき」の欄に定める額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の 1.2 倍の額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 大ホールの舞台のみ使用する場合の舞台使用料は、1 時間当たり 3,960 円とする。ただし、開館前又は閉館後に使用する場合の使用料は、1 時間当たり 5,140 円とする。
- 6 使用者が入場料又はこれに準ずるもの（以下「入場料等」とい

う。)を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる入場料等の額に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。

- (1) 入場料等の最高額が1,000円未満の場合 使用料の50%の額
- (2) 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合 使用料の100%の額
- (3) 入場料等の最高額が3,000円以上の場合 使用料の200%の額

別表第2 (第9条関係)

舞台照明設備使用料

使用区分 照明設備	午前9時～正午又は午後6時～午後9時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時又は午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	超過1時間に つき
Aセット	円 3,960	円 4,800	円 8,760	円 11,400	円 1,710
Bセット	6,600	8,160	14,760	19,080	2,860
Cセット	10,560	13,200	23,760	30,840	4,570
Dセット	1,560	1,920	3,480	4,560	670

備考

- 1 舞台照明設備は、次のものを備える。
 ボーダーライト(第1及び第2)、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト(第1、第2及び第3)、ローアホリゾンライト、アッパーホリゾンライト、センターピンスポット、トーマンタルライト、フットライト
- 2 表に定める各セットの内容は、次のとおりとする。
 - (1) Aセット(4設備)
 ボーダーライト1列、シーリングライト、フロントサイドライト、他に1設備
 - (2) Bセット(8設備)

ボーダーライト 2 列、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト 2 列、他に 2 設備

(3) Cセット (1 2 設備)

ボーダーライト 2 列、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト 3 列、ローアーホリゾンライト、アッパーホリゾンライト、センターピンスポット、トーマンタルライト、フットライト

(4) Dセット (1 設備又は 2 設備)

ボーダーライト 2 列又は反響板天板照明

3 超過時間は、1 時間を限度とし、「超過 1 時間につき」の欄の使用料の算定について、1 時間未満の使用であっても 1 時間に切り上げるものとする。

4 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1 時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過 1 時間につき」の欄に定める額とする。

5 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の 1. 2 倍の額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

6 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる入場料等の額に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。

(1) 入場料等の最高額が 1, 000 円未満の場合 使用料の 50 %の額

(2) 入場料等の最高額が 1, 000 円以上 3, 000 円未満の場合 使用料の 100 %の額

(3) 入場料等の最高額が 3, 000 円以上の場合 使用料の 200 %の額

(北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例 (平成 18

年北名古屋市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

別表を次のように改める。

別表 (第9条関係)

使用区分 室名	午前9時～ 正午又は午 後6時～午 後9時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1時間 につき
和室	円 840	円 1,080	円 2,040	円 2,760	円 360
小ホール	2,160	2,760	4,920	6,360	930
会議室	840	1,080	2,040	2,760	360
研修室	840	1,080	2,040	2,760	360
ミーティング室	330	440	880	1,320	140

備考

- 1 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 競技施設使用料

使用区分		午前	午後1	午後2	夜間	開館前又は 閉館後の1 時間
		午前9 時から 正午ま で	正午か ら午後 3時ま で	午後3 時から 午後6 時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	
専用 使用	主競技場（アリーナ）		円 半面 1,470 全面 2,940	円 半面 1,710 全面 3,420	円 半面 630 全面 1,260	
	卓球室（市民ホール）		1,470	1,710	630	
	柔道場		1,470	1,710	630	
	剣道場		1,470	1,710	630	
	みんなのスポーツルーム				1,710	630
個人 使用	1回券	主競技 場、卓 球室、 柔道 場、剣 道場	大人	210	210	
			小人（小 中学生）	100	100	
			幼児	無料	無料	
	トレー	大人			300	

	ニング室	小人（中学生）		100	
	みんなのスポーツルーム	大人		210	
		小人（小学生）	無料		
		幼児	無料		
回数券	主競技場、卓球室、柔道場、剣道場	大人		2,100	
		小人（中学生）		1,000	
	トレーニング室	大人		3,000	
		小人（中学生）		1,000	
	みんなのスポーツルーム	大人		2,100	
定期券	トレーニング室	大人	1 箇 月	3,800	
			3 箇 月	10,100	

備考

- この表において「専用使用」とは、使用時間において競技施設（トレーニング室を除く。）を独占的に使用することをいう。
- 営利目的で専用使用する場合の使用料は、この表に定める額の

5倍の額とする。

- 3 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、専用使用する場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用使用する場合の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。

2 照明設備使用料

区分		1時間当たりの使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
主競技場（アリーナ）	片面	円 480	円 620
	全面	960	1,240

備考

- 1 照明設備使用料は、主競技場（アリーナ）を専用使用する場合に限り徴収する。
 - 2 午後9時から午後9時30分までの使用料は、「1時間当たりの使用料の額」の欄に定める額の2分の1の額とする。
 - 3 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
 - 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- ## 3 附属設備使用料

区分	使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
舞台照明設備一式	円 3,540	円 1,530
映写設備一式	1,200	520
電動移動観覧席	1,830	790
ピアノ	1,200	520

備考

- 1 使用料は、競技施設の使用区分ごとに徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 会議室使用料

使用区分 室名	午前	午後1	午後2	夜間	超過1時間に つき	
	午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時30 分まで		
小会議室	円 540			円 630	円 230	
大会議室	1,110			1,290	480	
研修室	720			840	310	
和風会議 室	全面	2,760			3,220	1,180
	半面	1,380			1,610	590
展示室	2,760			3,220	1,190	

備考

- 1 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。

- 2 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

名称	区分	単位	使用料の額
北名古屋市市民プール	小中学生	1回券	円 100
		回数券	1,000
	その他の者	1回券	200
		回数券	2,000
北名古屋市ジャンボプール	小中学生	1回券	100
		回数券	1,000
	その他の者	1回券	300
		回数券	3,000

備考 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。

(北名古屋市グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 北名古屋市グラウンドの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	単位	使用料の額
グラウンド	3時間	円 1,110
夜間照明設備	1時間	2,400

備考

- 1 夜間照明設備の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（北名古屋市テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 北名古屋市テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第83号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	単位	使用料の額
1面	2時間	円 540
夜間照明設備	1時間	220

備考

- 1 夜間照明設備の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とす

る。

(北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 体育施設使用料

使用区分			午前	午後1	午後2	夜間	開館前又は閉館後の1時間	
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで		
専用使用	アリーナ		円				円	
			半面	2,160	930			
	軽運動室		円				円	
			全面	4,320	1,860			
柔剣道室		3,210				1,390		
個人使用	アリーナ	大人	1回券	300			/	
			回数券	3,000				
	軽運動室	小人	1回券	100			/	
			回数券	1,000				
	柔剣道室		小学生未満				無料	/
	トレーニングルーム	16歳以上	1回券	500			/	
			回数券	5,000				

備考

1 この表において「専用使用」とは、使用時間において体育施設

(トレーニングルームを除く。)を独占的に使用することをいう。

- 2 この表において「小学生未満」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校に就学する前の者、同条に規定する特別支援学校の小学部に就学する前の者及びこれらに類する者として市長が認めたものをいう。
- 3 この表において「小人」とは、学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校に就学する者、同条に規定する特別支援学校の小学部及び中学部に就学する者並びにこれらに類する者として市長が認めたものをいう。
- 4 この表において「大人」とは、小学生未満及び小人以外の者をいう。
- 5 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。
- 6 営利目的で専用使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 7 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、専用使用する場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 8 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用使用する場合の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 体育施設（アリーナ）の附属設備使用料

区分	1時間当たりの使用料の額		開館前又は閉館後の1時間
照明設備	片面	円 480	円 620

	全面	960	1,240
冷暖房設備		1,920	2,490

備考

- 1 照明設備及び冷暖房設備の使用料は、体育施設（アリーナ）を専用使用する場合に限り徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 会議研修施設使用料

使用区分 室名	午前	午後1	午後2	夜間	超過1時間	
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	につき	
1階会議室	円				円	
	1,080				460	
研修室	1,230				530	
クッキングルーム	1,080				460	
2階会議室	半室	540				230
	全室	1,080				460
ミーティング室	半室	600				260
	全室	1,200				520

備考

- 1 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切

り上げるものとする。

3 開館前及び閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。

4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 入浴施設使用料

区分			正午から午後8時30分 まで
浴室	大人	1回券	円 400
		回数券	4,000
	小人	1回券	200
		回数券	2,000
	小学生未満		無料

備考 この表における用語の意義は、1 体育施設使用料の表の備考2から備考5までの例による。

(北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部改正)

第9条 北名古屋市立学校照明設備使用料条例（平成18年北名古屋市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	施設名	使用料の額
運動場 照明設備	師勝中学校	円
	訓原中学校	1時間につき 2,320
	西春中学校	1時間につき 1,350

	白木中学校	6 基点灯の場合 1 時間につき 2, 2 8 0
		3 基点灯の場合 1 時間につき 1, 1 4 0
	天神中学校	1 時間につき 1, 8 0 0
テニスコート	白木中学校	1 面
照明設備	天神中学校	1 時間につき 2 4 0
体育館	師勝小学校	競技場(アリーナ)
照明設備	西春小学校	1 時間につき 3 0 0
	師勝南小学校	
	五条小学校	
	鴨田小学校	
	師勝北小学校	
	師勝東小学校	
	栗島小学校	
	師勝西小学校	
	白木小学校	
	師勝中学校	
	西春中学校	
	白木中学校	
	訓原中学校	
	熊野中学校	
	天神中学校	
武道場	師勝中学校	1 時間につき 3 0 0
照明設備	西春中学校	
	白木中学校	
	訓原中学校	
	熊野中学校	
	天神中学校	

備考 使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

(北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第93号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条、第12条関係)

使用区分 室名	午前9時～正 午又は午後6 時～午後9時	午後1時～午 後5時	午前9時～午 後5時又は午 後1時～午後 9時	午前9時～午 後9時	超過1時間に つき
ふれあい健康 ルーム	円 3,240	円 4,320	円 7,560	円 11,880	円 1,400
休養室	1,140	1,520	2,660	4,180	490
栄養指導室	1,230	1,640	2,870	4,510	530
ボランティア 会議室	1,140	1,520	2,660	4,180	480
ボランティア 会議室1	570	760	1,330	2,090	240
ボランティア 会議室2	570	760	1,330	2,090	240
研修室	690	920	1,610	2,530	290
青空テラス	無料	無料	無料	無料	無料

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前及び閉館後については、市長が特に必要があると認める

場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。

- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第10条関係）

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後6時～午後9時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時又は午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	超過1時間につき
多目的ホール	円 1,320	円 1,680	円 3,000	円 3,840	円 570

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

さかえ荘

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後 1時～午後4時	午前9時～午後4時	超過1時間につき
	円	円	円
大広間	1,080	2,160	460
集会室	720	1,680	310
会議室	600	1,400	260
休養室	450	890	190
茶室	450	890	190

さくら荘

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後 1時～午後4時	午前9時～午後4時	超過1時間につき
	円	円	円
大広間	1,080	2,160	460
集会室	720	1,680	310
会議室	720	1,680	310
休養室	450	890	190
茶室	450	890	190

ふたば荘

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後 1時～午後4時	午前9時～午後4時	超過1時間につき
	円	円	円
大広間	930	1,860	400
集会室	720	1,680	310
会議室	720	1,680	310
休養室	450	890	190
茶室	450	890	190

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の

使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市プールの設置及び管理に関する条例、北名古屋市グラウンドの設置及び管理に関する条例、北名古屋市テニスコートの設置及び管理に関する条例、北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例、北名古屋市立学校照明設備使用料条例、北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例及び北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の定期券に係る規定については、施行日以後に発行するものから適用し、施行日前に発行するものについては、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、この条例による改正前の北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の規定により発行された定期券は、当該定期券の有効期限内に限り、なお効力を有する。

(準備行為)

5 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。